

(別表1) 宮城県サービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験一覧表

【受講要件】

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ①下表第1号及び第2号の期間が通算して3年以上
- ②下表第3号の期間が通算して6年以上
- ③下表第4号の期間が3年以上 かつ 第1号から第3号までの期間が通算して1年以上

第1号【相談支援の業務】

ア～キに掲げる施設等で、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間		第2号と通算して3年以上
記号	事業・施設等の種類	
ア	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業	
イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉に関する事務所（福祉事務所、保健所等）	
ウ	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、障害者支援施設、障害児入所施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、	
エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
オ	特別支援学校	
カ	病院・診療所【※1】	
キ	○その他これらに準ずる施設等 児童心理治療施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、仙台市障害者就労支援センター、仙台市障害者地域活動推進センター、被災者の心のケア支援事業【※2】、日常生活自立支援事業	

第2号【直接支援の業務（資格有）】

ア～カに掲げる施設等で、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務 その他の職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間		第1号と通算して3年以上
（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員である者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）に限る。）		
記号	事業・施設等の種類	
ア	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※3】	
イ	障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、老人居宅介護等事業	
ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
エ	特例子会社【※4】、助成金受給事業所【※5】	
オ	特別支援学校	
カ	○その他これらに準ずる施設等 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、児童心理治療施設、仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業	

第3号【直接支援の業務（資格無）】

第2号ア～カに掲げる施設等で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間	6年以上
---	------

第4号【国家資格等保有者】

次に掲げる資格に基づき（資格取得後に）、当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	3年以上
---	------

【語義の整理等】

表中の用語の語義は、以下に例示するもののほか、厚生労働省告示に拠ります。

※1 病院・診療所（第1号 相談支援の業務の「カ」の場合のみ）

社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる「国家資格等」を有している者又は第1号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が1年以上の者に限ります。

※2 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成23年12月22日施行）に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事業
- (2) 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成25年4月1日施行）に基づく事業
- (3) 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成23年8月3日施行）に基づく事業

※3 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るもの

※4 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社

※5 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所

※「厚生労働省告示」

⇒ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）

※「障害者総合支援法」

⇒ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

※ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言います。

例えば、2年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が360日以上であることを言います。

（平成18年6月23日厚生労働省事務連絡）

※自身の実務経験が本表のいずれに該当するか不明な場合は、事業の運営主体や施設の設置主体等に御確認ください。

【参考】宮城県サービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験の根拠法令

第1号【相談支援の業務】

記号	事業・施設等の種類	根拠法令等
ア	一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第18項
	特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第18項
	障害児相談支援事業	児童福祉法第6条の2の2第6項
	地域生活支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第77条第1項及び第78条第1項
	旧障害児相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 附則第26条の規定による改正前の児童福祉法 第6条の2第1項
	身体障害者相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法 第4条の2第1項
	知的障害者相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法 第4条
	居宅介護支援事業	介護保険法第8条第24項
	介護予防支援事業	介護保険法第8条の2第16項
イ	児童相談所	児童福祉法 第12条第1項
	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法 第11条第2項
	精神障害者社会復帰施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第50条の2第1項
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法 第12条第2項
	福祉に関する事務所	社会福祉法 第14条第1項
	発達障害者支援センター	発達障害者支援法 第14条第1項
ウ	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条の11
	障害児入所施設	児童福祉法 第7条第1項
	老人福祉施設	老人福祉法 第5条の3
		老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第6条第1項
	救護施設	生活保護法 第38条第2項
	更生施設	生活保護法 第38条第3項
	介護老人保健施設	介護保険法 第8条第28項
	介護医療院	介護保険法 第8条第29項
地域包括支援センター	介護保険法 第115条の46第1項	
エ	障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第19条第1項
	障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第27条第2項
オ	特別支援学校	学校教育法 第72条
カ	病院・診療所 [※1]	健康保険法 第63条第3項

第2号【直接支援の業務（※社会福祉主事任用資格者等）】

記号	事業・施設等の種類	根拠法令等
ア	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条の11
	障害児入所施設	児童福祉法 第7条第1項
	老人福祉施設	老人福祉法 第5条の3
		老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター，老人介護支援センター
	介護老人保健施設	介護保険法 第8条第28項
	介護医療院	介護保険法 第8条第29項
	療養病床関係病室	医療法 第7条第2項第4号
イ	障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第1項
		居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，療養介護，生活介護，短期入所，重度障害者等包括支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，自立生活援助，共同生活援助
	障害児通所支援事業	児童福祉法 第6条の2の2第1項
		児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援
	老人居宅介護等事業	老人福祉法 第5条の2第2項
ウ	病院・診療所・薬局	健康保険法 第63条第3項
	訪問看護事業所	健康保険法 第89条第1項
エ	特例子会社	障害者の雇用の促進等に関する法律 第44条第1項
	助成金受給事業所	障害者の雇用の促進等に関する法律 第49条第1項第6号
オ	特別支援学校	学校教育法 第72条

第3号【直接支援の業務（社会福祉主事任用資格者等でない者）】

第2号ア～カに掲げる施設等で，社会福祉主事任用資格者等でない者が，直接支援の業務に従事した期間

第4号【国家資格等保有者】

資格名	根拠法令等
医師（医師法）	医師法
歯科医師	歯科医師法
薬剤師	薬剤師法
保健師、助産師、看護師、准看護師	保健師助産師看護師法
理学療法士、作業療法士	理学療法士作業療法士法
社会福祉士	社会福祉士法
介護福祉士	介護福祉士法
視能訓練士	視能訓練士法
義肢装具士	義肢装具士法
歯科衛生士	歯科衛生士法
言語聴覚士	言語聴覚士法
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師法
柔道整復師	柔道整復師法
管理栄養士、栄養士	栄養士法
精神保健福祉士	精神保健福祉士法